

6/17日現在の情報であり、今後、要綱・要領等の改正が行われ、変更となることがあります。

## 新型コロナウイルスの影響を受けた生産者の皆様へ ～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが減少する等の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様に支援します。  
※詳しくは、赤穂市地域農業再生協議会(赤穂市農林水産課内)へお問い合わせください。

### 交付金の対象となる生産者

#### 【要件①】

令和2年2月から4月までの間に、高収益作物（野菜、花き、果樹、茶）について出荷実績がある、又は出荷できずに廃棄した実績のある生産者

#### 【要件②】

収入保険、農業共済等のセーフティーネットに加入していること、又は、加入を検討すること

### 事業の内容

【事業①】高収益作物次期作支援（需要対応生産支援）：**5万円／10a**（中山間地域は**5.5万円／10a**）

また、高集約型経営である施設園芸については、以下の交付単価となります。

施設花き等 **80万円／10a**

施設果樹 **25万円／10a**

（裏面の取組項目から2つ以上選択して実施）

【事業②】高収益作物次期作支援（需要促進支援）：**2万円／10a**（中山間地域は**2.2万円／10a**）

（裏面の取組項目から1つ以上選択して実施）

【事業③】厳選出荷に取り組む生産者への支援：**2,200円／1人・1日**あたり

### 事業のながれ・スケジュール（1次受付）

※2次以降の受付については、お問い合わせください

【①申請】赤穂市地域農業再生協議会（農林水産課内）へ、令和2年6月25日（木）までに申請書を提出（申請書は、市HPでもダウンロードが可能です。）

※ 令和2年2月～4月の出荷実績が分かる書類（販売証明書など）を添付してください。

【②取組】選択した取組項目の実施および次期作の作付を実施

※ 1 ①申請で選択した取組項目を実施してください。また、資材の購入伝票や、作業日誌、機器等の写真など取組内容を実施したことが分かる書類を保存してください。

※ 2 次期作の作付をしてください。

【③実績】赤穂市地域農業再生協議会へ実績報告書を提出（期日は別途お知らせ）

※ 資材の購入伝票、作業日誌、機器等の写真など取組項目を実施したことや、次期作を作付けたことが分かる書類の提出が必要

【④交付】交付金の交付

※ 上記③の書類が提出され、記載内容や添付書類に漏れがなく、取組項目や次期作作付の確認できた後、交付金が支払われます。

## 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

### <事業①：高収益作物次期作支援（需要対応生産支援）>

ア～オの各取組類型から、2つ以上の取組項目を同一ほ場で実施した生産者に対し、交付金を交付します。

【交付単価】**5万円／10a**（中山間地域は**5.5万円／10a**）

（高集約型経営の施設園芸：花き等**80万円／10a** 果樹**25万円／10a**）

【交付面積】以下から2つ以上の取組項目を実施した面積

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入 ②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施 ②農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善、軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	①事業継続計画の策定等

#### 【取組の実施例】

（ア①とウ①）定植機や収穫機などを購入・レンタル・リース + 堆肥の散布

（イ①とイ②）転換に必要な種子・種苗の導入 + 種子・苗の消毒剤の購入

（ウ②とエ①）マルチ資材の導入 + JA等が実施する安全講習会等へ参加等々

※エ、オの取組項目の2つを同時に選択することはできません。

### <事業②：高収益作物次期作支援（需要促進支援）>

ア～ウの各取組類型から1つ以上の取組項目を実施した生産者に対し、交付金を交付します。

【交付単価】取組類型ごとに**2万円／10a**（中山間地域は**2.2万円／10a**）

【交付面積】取組項目を実施した面積

ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備

①新規契約の締結 ②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更

イ 新品種・新技術導入等に向けた取組

兵庫県知事が定める ①新品種の導入 ②新技術の導入

ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等への取組

①残留農薬基準等への対応 ②有機農業の認証取得に向けた取組、

③GAP認証取得に向けた取組 ④MPS（花き生産総合認証）に向けた取組

## 厳選出荷に取り組む生産者への支援

### <事業③：花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援>

【交付単価（定額支援）】**12,200円／1人・1日当たり**

お問い合わせ先・申請書提出先

◆赤穂市地域農業再生協議会 TEL0791-43-6840 FAX0791-43-6892  
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地（赤穂市産業振興部農林水産課内）